

泉大津市水道事業障がい者活躍推進計画

機関名	泉大津市水道事業
任免権者	泉大津市長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)
泉大津市水道事業における障がい者雇用に関する課題	泉大津市水道事業(以下「水道事業」という。)は、職員総数が18名(市長部局からの出向で、うち4名は再任用職員及び会計年度任用職員)の小規模な機関である。自ら職員の募集・採用は行っておらず、また現在障がいのある職員はいないため、組織的な体制整備は特段行っていない。
目標	
①採用に関する目標	水道事業で職員の募集・採用を行うときは、障がい者である応募者を念頭において行うとともに、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	なし(障がい者を雇用したときは、定着状況を把握予定)
取組内容	
1.障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者雇用推進者として水道課長を選任する。 障がい者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障がい者である職員の相談窓口を設定する。 障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は3か月以内に選任するとともに、選任しようとする者が資格要件を満たさないときは労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障がい者等の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定・創出等について検討する。
3.障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口への相談のほか、身体障がい等がある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い必要な措置を講じる。この場合、当該職員からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲内で適切に実施する。 募集・採用にあたっては、次の取り扱いを行わないものとする。 ①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ②自力で通勤できることといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援施設からのみの受け入れを実施する。
4.その他	国等による障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。